

葛巻町農業委員会 第25回総会議事録

1 日 時 令和2年7月21日(火) 午前10時から午前10時46分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 深 澤 進 | ② 門 場 政 一 | ③ 藤 森 康 隆 |
| ⑤ 川 崎 美由起 | ⑥ 久 保 淳 | ⑦ 落 宰 勝 |
| ⑧ 星 野 順 子 | ⑨ 南 坂 スガ子 | |

5 欠席委員

- ④ 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

- ③ 藤 森 康 隆 ⑤ 川 崎 美由起

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長) 松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長 ただ今から葛巻町農業委員会第25回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入らせていただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

【 あいさつ 】

会 長 おはようございます。
7月上旬の豪雨におきまして日本各地で災害が発生しております。特に九州・岐阜県・
長野県でたくさんの方が亡くなられています。亡くなられた皆様のご冥福をお祈りしたい
と思います。また、被災された方にお見舞いを申し上げたいと思います。
昨日と今日と、久しぶりに天気が回復しました。皆様におかれましては、大変忙しい時
期かと思いますが、本日は総会終了後に農地パトロールを予定していますのでよろしくお
願いいたします。

【 開 会 】

議 長 それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第24回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中7名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、4番藤岡委員から欠席の報告がありましたのでお知らせいたします。
また、8番星野委員から遅刻の連絡がありましたので報告いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1》

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、3番藤森委員、5番川崎委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

《日程第 2》

議 長 次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3》

議 長 次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。
主 幹 はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
6月26日(金)	農業者年金業務担当者会議及び業務担当者研修会 (盛岡市 教育会館)	松尾主幹

6月29日(月)	盛岡地方農業農村振興協議会総会	書面出席
6月30日(火)	岩手県農業会議定時社員総会 (盛岡市 産業会館)	深澤会長
7月3日(金)	葛巻町議会7月定例会議 (役場 議場)	深澤会長 松浦事務局長
7月6日(月)	葛巻町議会7月定例会議 (役場 議場)	深澤会長 松浦事務局長
7月7日(火)	葛巻町議会7月定例会議 (役場 議場)	松浦事務局長
7月10日(金)	葛巻町議会7月定例会議 (役場 議場)	深澤会長 松浦事務局長
7月15日(水)	現地確認調査 (町内)	門場職務代理 川崎委員 松浦事務局長 松尾主幹

主 幹
議 長

以上でございます。

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議 長

《日程第4》

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を
求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長
主 幹

【主幹 挙手】

松尾主幹。

議案書は1ページから6ページまでをご覧ください。

●●●●●さん所有の農地、●●第●地割字●●●●から●地割字●●●●までの田3筆、
畑19筆、計22筆 合計面積139,812㎡と、●●●●●さん所有の農地、●●第●地割字●●
●●から●地割字●●●●までの田6筆、畑17筆、計23筆 合計面積 60,198㎡を、●●●●●
さんの長男であり、また●●●●●さんの孫である、●●●●●さんに使用貸借するものでご
ざいます。

申請地の位置図は15ページから19ページですが、筆数43筆と多いため、図面を縮小して
ありますので、ご了承願いたいと思います。

調査書は7ページと10ページに記載しておりますが、農業の後継者として経営移譲され

主 幹 ； たもので、農地確認できちんと作付けされていることも確認できており、特に問題ないもの
 のと思われます。

議 長 ； なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので
 併せて申し添えます。以上でございます。

議 長 ； この事案は現地確認が行われております。
 現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者をお願いします。

議 長 ； **【2番 門場会長職務代理者 挙手】**
 門場会長職務代理者。
 2 番 ； 現地確認結果を報告します。
 この案件は、経営移譲に伴う使用貸借権の設定でございます。
 譲渡人と譲受人は、親子又は祖父と孫の関係で、これまでも経営者とその後継者として
 酪農に携わっています。
 申請のあった土地については、適切に耕作されていることから、使用貸借権が設定され
 たとしても土地利用上の問題はないと思われます。
 よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判
 断いたしました。

議 長 ； 以上です。
 以上で説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 ； **【「なし」の声】**
 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 ； **【「異議なし」の声】**
 異議なしと認め、採決に移ります。

議 長 ； 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることにつ
 いて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長 ； **【挙手全員】**
 挙手全員です。
 よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めるこ
 とについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 ； **《日程第5》**
 次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の
 決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長 ； **【主幹挙手】**
 松尾主幹。
 主 幹 ； 議案書は20ページをご覧ください。
 ●●地区の●●●●さんが所有の農地を、●●地区の●●●●さんが購入し、経営規模拡
 大を図りたいというものです。
 既存の畜舎に隣接している畑1筆933㎡を資材倉庫及び農機具置場として使用するための
 永久転用となります。
 申請地の位置は24ページ、配置図につきましては25ページをご覧ください。既存の畜舎
 に隣接しており、作業効率の面から見ても、申請地が最適と判断したものです。

21ページの調査書の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

また、23ページの事業計画書をご覧ください。資材倉庫、農機具置場、作業用通路等は、それぞれ必要最小限の面積と見込まれます。

なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を6番久保委員にお願いします。

【6番 久保委員 挙手】

議長 久保委員。

6番 現地確認結果を報告します。

この案件は、農業用施設用地としての利用を目的とした所有権の移転を伴う永久転用でございます。

申請のあった土地については、隣接する宅地及び牛舎と一体的に譲渡人から譲受人が購入しようとするもので、購入後、永久転用のうえ、資材倉庫や農機具置場として利用する計画であり、その計画も妥当であると思われます。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第6》

議長 次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は28ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく「所有権移転」について、ご説明いたします。

この案件は、●●地区の●●●●さん所有の田1筆652㎡を、公益社団法人岩手県農業公社に所有権移転するものです。利用目的及び売買価格、移転の時期等は、いずれも記載のとおりです。

主 幹 : なお、当該土地については、今後、農業公社から町内の酪農家に所有権移転する予定に
なっているものです。

議 長 : 以上でございます。

議 長 : 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 : **【「なし」の声】**

議 長 : ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 : **【「異議なし」の声】**

議 長 : 異議なしと認め、採決に移ります。

議 長 : 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 : **【挙手全員】**

議 長 : 挙手全員です。

議 長 : よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につい
て」は原案のとおり決定いたします。

議 長 : **《日程第7》**

議 長 : 次に日程第7「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決
定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長 : **【主幹 挙手】**

主 幹 : 松尾主幹。

主 幹 : 議案書は29ページから36ページをご覧ください。

主 幹 : 「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

主 幹 : 件数が多いため、簡単にご説明いたしますので、利用目的や期間、賃借料等の詳細や面
積などについては後ほどお目おしいただきたいと思います。

主 幹 : 1番は、●●地区の●●●●さん名義の田2筆 合計2,706㎡を公益社団法人岩手県農業
公社へ賃貸借するものです。

主 幹 : 2番は、●●地区の●●●●さん名義の田1筆、畑4筆合計面積6,355㎡を、公益社団法
人岩手県農業公社と賃貸借するものです。

主 幹 : 3番は、●●●の亡き●●●●さん相続人代表●●●●さん名義の田3筆、畑1筆合
計7,989㎡を公益社団法人岩手県農業公社と賃貸借するものです。

主 幹 : 1番から3番までの農地は新規の案件で、第6号議案において、農業公社から町内の酪
農家への配分計画案として提案する予定のものであります。

主 幹 : 続いて4番は、●●●の●●●●さん名義の田4筆、畑1筆合計6,281㎡を同地区の●●
●●地区の●●●●さんに賃貸借するものです。再設定の案件です。

主 幹 : 5番は、●●地区の●●●●●●さん名義の畑1筆20,000㎡を●●地区の●●●●●●さん
に賃貸借するものです。

主 幹 : 6番は、●●地区の亡き●●●●●●さん相続人代表●●●●●●さん名義の田2筆、畑2筆
合計8,048㎡を●●地区の●●●●●●さんに賃貸借するものです。

主 幹 : 7番は、●●地区の●●●●●●さん名義の畑1筆 合計10,318㎡を●●地区の●●●●●
●●●●●●さんに賃貸借するものです。

主 幹 : 8番は、●●地区の●●●●●●さん名義の畑2筆 合計6,754㎡を●●地区の●●●●●●さん
に賃貸借するものです。ここまで5番から8番までの案件は新規となります。

主 幹 続きます。9番から18番までは、●●●地区の●●●●●さんの名義の農地で、息子
である●●●●さんへ経営移譲に伴う利用権移転となっております。
面積、利用目的、賃借料等については、記載のとおりです。
以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につ
いて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第8》

議 長 次に日程第8「議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決
定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

主 幹 議案書は37ページをご覧ください。

●●●地区の●●●●さん名義の畑1筆 合計10,363㎡を同地区の、●●●●さんに賃
借借するものです。新規の案件となります。

面積、利用目的、賃借料等については、記載のとおりです。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につ
いて」は原案のとおり決定いたします。市村推進委員は入室してください。

《日程第9》

議 長 次に日程第9「議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供
します。事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

主 幹 議案書は38ページからご覧ください。この案件は、農用地利用配分計画案について町長から意見を求められたものでございます。

1番の案件は、●●地区の●●●●さん所有の農地を、農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するものでございます。

この配分案については、別紙の「中間管理事業配分計画案一覧表」資料No.1の優先順位検討表をご覧ください。

適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんにすべて配分を予定しているものでございます。

2番から5番の案件は、表に記載のとおり、4名の地権者分の農地ですが、いずれも農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するものでございます。

この配分案については、別紙の「中間管理事業配分計画案一覧表」資料No.2からNo.5までの優先順位検討表をご覧ください。

適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんにすべて配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第6号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第10》

議 長 次に日程第10「報告第1号 農地法第3条第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

主 幹 議案書は43ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

相続登記が完了したことにより取得したものです。

地目、面積等は記載のとおりです。

なお、受理通知書につきましては、7月16日に送らせていただいております。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いします。

【5番 川崎委員 挙手】

議 長 川崎委員。

5 番 現地確認結果を報告します。
この案件は、相続による所有権の移転の報告であります。届出のあった農地は6箇所、いずれも牧草地又は飼料畑として使用されているものでした。

議長 以上です。
以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議長 【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11「報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

議長 【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は44ページをご覧ください。

農地法第6条第1項の規定による報告書を受理しましたので、ご報告いたします。

届出日は令和2年6月16日、「●●●●●●●●●●●●●●」から受理しているもので、事業年度は平成31年3月1日から令和2年2月29日の1年間でございます。

農地所有適格法人の要件として4つございますが、法人形態としては有限会社、事業要件につきましては売上高の過半が農業であること。

また、構成員要件でございますが、農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えていること。最後に4番の業務執行役員要件でございますが、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの1人以上が農作業に従事していることが要件になっておりますが、いずれも適合すると認められるものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議長 【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第12》

議長 次に日程第12「報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

議長 【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は45ページをご覧ください。

今月は3件の工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

まず、1番の事案は、●●●●●●●●●●●●●●が令和2年3月16日に一時転用許可を受けた分の完了報告で、6月17日に報告書が提出されました。

次に、2番・3番の事案は、●●地区の●●●●●●さんが令和元年7月16日に一時転用許可を受けた分の完了報告で、6月17日に報告書が提出されました。

いずれも7月15日に門場会長職務代理者と川崎委員とともに完了していることを確認して参りました。

なお、1番の地区担当である外山推進委員、2番・3番の地区担当である市村推進委員

- 主 幹 からは特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。
 以上でございます。
- 議 長 この事案は現地確認が行われております。
 現地確認結果の報告を2番門場会長職務代理者にお願いします。
- 議 長 **【2番 門場会長職務代理者 挙手】**
 門場会長職務代理者。
- 2 番 現地確認の結果を報告します。
 1件目の案件は、令和2年3月16日付けで一時転用の許可をした土地の、現状回復につ
 いて報告するものでございます。
 携帯電話無線基地局建設工事に伴って露天駐車場及び露天資材置場として使用された土
 地は、牧草地が作付けされており、現状回復されていることを確認しました。
 2件目と3件目の案件は、令和元年7月16日付けで永久転用した土地の現状を報告する
 ものでございます。
 この土地は、農業用施設用地として、牛舎及びバンカーサイロが建設されていることを
 確認いたしました。
- 議 長 以上です。
 以上で説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。
- 議 長 **【「なし」の声】**
 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。
 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第25回総会を閉会いた
 します。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、
 ここに署名する。

令和2年7月31日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____